

平成 21 年 1 月 9 日（水）福岡県及び北九州市の一般指導監査が実施されました、以下指導事項を記述します。尚、以下の指導事項については、随時見直し変更等を行っていく予定です。

**平成 20 年度
福岡県・北九州市 一般指導監査 講評結果**

日時 平成 21 年 1 月 9 日（水）

福岡県～

1 運営

運営規程について

看護職員及び介護職員の数を変更すること。

介護支援専門員を追記すること。

「指定短期入所生活介護の提供」の名称変更すること。

「事故発生時の対応」について追記すること。

重要事項説明書について

経管栄養にかかること。

「福岡県運営適正委員会」の名称等を追記すること。

精神科医の勤務する曜日の変更をすること。

2 請求

栄養マネジメントにおける計画に変更が無い場合でも、計画を継続することを説明し、同意を得た記録を残すこと。

3 人員基準

職名を明示した事例の交付等により機能訓練指導員を明らかにすること。

やむを得ず身体拘束等を行う際は、排除の予定期限を設定すること。

北九州市～

1 法人

理事長の職務代理人について・・・職務代理人は改選の都度理事長が指名し、その旨を議事録に記録すること。

2 処遇

感染症対策、事故防止対策について・・・「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及びその解釈通知」の中で委員会の設置やその構成員について、また、指針を定めることや研修を行うことなどが定められている。よって、これにしたがって適切に実施すること。

身体拘束について・・・拘束期間を区切って見直しをおこなっていくことと、様式の変更を行うこと。

入所者の健康診断について・・・胸写以外について、年間一度も検診が実施されていない入所者が若干見受けられたので、改善すること。

3 給食

細菌検査・・・調理員の中に、陰性の確認である検査をする前に調理業務に従事させた月があったので、今後は改善すること。

調理時の手指の消毒について・・・手洗い後のアルコール消毒では、感染経路の観点から、スプレー式ではなくポンプ式にすることを検討すること。

給食会議について・・・年間の開催回数が少ないようです。定期的に会議を開催し、情報の共有や評価等を行うようにすること。

保存食について・・・保存食の採取もれがありました。漏れないように対応すること。